

令和2年度 給付上限額・補助上限額 一覧

○ 保護者負担軽減事業費補助金

◆ 補助区分

区分	対象基準（世帯）	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等(*)	11,400円	11,400円	11,400円
2	市民税所得割非課税世帯 (市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等(*)を含む。)	8,400円		
3	市民税所得割額が77,100円以下	7,000円	7,000円	
4	市民税所得割額が211,200円以下	7,000円	7,000円	10,800円
5	市民税所得割額が256,300円以下			10,200円
6	上記の所得割額を超える世帯			7,000円

*ひとり親世帯等…ご案内の②ページ4.の表に該当する世帯

【対象経費】・特定負担額(全世帯)※

※園則に定めがあり、特定教育・保育の質の向上を図るもの上で保護者が毎年徴収されるもの。但し、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外。

(対象例) 施設維持管理費・冷暖房費・保健衛生費・基準以上の職員配置の人員費、施設の環境維持向上のための費用等

◆ 補助金額は、市民税所得割額および園児の兄弟の状況により区分を決定します。

◆ 市民税所得割額は、税額控除（調整控除を除く）適用前の額を算定基準とします。世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。

◆ 園児の兄弟の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。

- ① 小学1～3年生である
- ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
- ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
- ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
- ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である

※ 市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、兄弟の年齢制限はありません（生計を一にする者に限る）。

◆ 年度途中に入園・退園・転入・転出した場合は、補助金額を計算し決定します（日割計算）。

◆ 政令指定都市から転入した方へ

地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成30年度から変更（道府県民税4%→2%、市民税6%→8%）となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。

○ 給食費(食材料費)の実費徴収に係る補足給付補助金

◆ 対象世帯 ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、第3子以降に該当する全ての世帯
・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、区分1～3に該当する世帯（市民税所得割額が77,100円以下の世帯）

◆ 補助額 ・主食費 月額上限 3,000円

※但し、1食分の主食費（給食費全額ではありません。）×実食数が給付上限となります。